

リ大発第 359 号  
平成 29 年 6 月 27 日

各 位

(公社)成年後見センター・リーガルサポート大阪支部  
支部長 吉 野 一 正

### 承諾書の提出方法について (お願い)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当支部では、下記の趣旨により別紙承諾書の提出を求めています。

つきましては、下記承諾書の趣旨説明をご覧のうえ、ご承諾いただきましたら、記名押印 (認印可) のうえ、ご郵送またはご持参にてご提出くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 【承諾書の趣旨説明】

(1) 大阪司法書士会 (以下「本会」という) の会員として懲戒処分がなされた場合に、本会から即時に公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 (以下「L S」という) にその旨の報告がされること。

【趣旨】本会の会員として懲戒処分がなされた場合、懲戒処分が公表されるまでに時間的間隔が発生してしまうことから、懲戒処分を受けた司法書士会員を、裁判所からの後見人等推薦依頼に基づき推薦してしまうことを防止するために、本会から即時にL Sに懲戒処分がなされた旨の報告を求めるものです。

(2) 受託している法定後見・任意後見の事件及びL Sを通じて受託した事件 (以下「後見等の事件」という) につき、本会に対して一般市民から苦情申し立てがあった場合に、本会からL Sにその旨の報告がされること。

【趣旨】L Sの会員が行なった業務に関する苦情等の対応については、本来ならL Sがすべきものが含まれていますが、一般市民が本会に対して苦情申し立てをする場合があります。

ところが、本会の規則等でその苦情申し立てに関する情報をL Sに開示する根拠がありません。

また、本会にはL Sのような指導・監督権限がなく、L Sが対応すべき苦情案件であれば当然にL Sも調査する必要があることから、本会

がLSに対して情報を開示することがある旨の了解を各会員に対して得てほしいとの本会からの要望に応えるものです。

- (3) 後見等の事件につき懲戒事由に相当する事実が発覚した場合に、LSから本会にその旨の報告がされること。

【趣旨】LSの会員は当然に本会の会員でもあり、LSの会員として受託している後見等の事件につき懲戒事由に相当する事実が発覚した場合は、本会の懲戒事由にも該当することから、LSが本会にその旨を報告する必要があるためです。

- (4) 後見等の事件につき、指導・監督上、特段の必要性が生じた場合に、LS・裁判所の相互間で情報の提供がされること。

【趣旨】LSの会員として受託している後見等の事件につき、裁判所がLSの会員に対する指導・監督等を含めてLSに対し照会をかけたい案件が過去にあったが、そのためには裁判所としてもある程度の情報の開示をしなければならず対応に苦慮したことが過去にあったことから、裁判所がLSに対して情報を開示することがある旨の了解を各会員に対して得てほしいとの裁判所からの要望に応えるものです。

また、裁判所からの照会事項に対し、LSが裁判所に対して情報提供をすることも想定しています。

以上

公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 御中

## 承 諾 書

私は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部（以下「L S」という）の会員として、下記の事項を承諾します。

### 記

- (1) 大阪司法書士会（以下「本会」という）の会員として懲戒処分がなされた場合に、本会から即時にL Sにその旨の報告がされること。
- (2) 受託している法定後見・任意後見の事件及びL Sを通じて受託した事件（以下「後見等の事件」という）につき、本会に対して一般市民から苦情申し立てがあった場合に、本会からL Sにその旨の報告がされること。
- (3) 後見等の事件につき、懲戒事由に相当する事実が発覚した場合に、L Sから本会にその旨の報告がされること。
- (4) 後見等の事件につき、指導・監督上、特段の必要性が生じた場合に、L S・裁判所の相互間で情報の提供がされること。

年 月 日

事務所住所

\_\_\_\_\_

氏 名

\_\_\_\_\_

印

